

最低制限価格の算定基準について

【建設工事業者が履行する業務及び花苗業務】

建設工事業者が履行する業務委託及び花苗業務委託における最低制限価格の算定基準は、以下のとおりです。

● 対象業務

工事契約課で入札・契約を行う、建設工事業者が履行する業務委託及び花苗業務委託（WTO案件を除く。）

● 内容

【最低制限基準額】

予定価格の3／4

【最低制限価格】

上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように、開札時に、電子入札システムの自動設定システムにより無作為に抽出した額を最低制限価格として決定します。

熊本市総務局契約監理部工事契約課
TEL 096-328-2442